暗号資産交換業の一部廃止に関する公告

当社は、2026 年 12 月 23 日（水）をもって、暗号資産交換業に係る一部業務（BITPOINT サービス）を廃止することといたしましたので、資金決済に関する法律第 63 条の 20 第 3 項、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 40 条第 3 項の規定に基づき公告いたします。

■廃止する業務の内容

当社が提供する暗号資産交換業のうち、「BITPOINT サービス」に係る業務

なお、当社が提供する「VCTRADE サービス」については、継続してご利用いただけます。

■業務廃止の日時

2026 年 12 月 23 日（水）13 時（予定）

■業務廃止のスケジュール（予定）

・2026 年 11 月 10 日（火）～

お客さまによる事前移管申込受付開始済

事前移管を申込いただいたお客さまの口座および資産を移管

・2026 年 12 月 6 日（日）、13 日（日）、20 日（日）

事前移管を希望されないお客さまの口座および資産を段階的に強制移管

・2026 年 12 月 23 日（水） 13 時

「BITPOINT サービス」廃止

■お客さまの財産の取扱い及び債務の履行について

暗号資産交換業に関し管理するお客さまの財産の取扱い及び当社が負担する債務の履行につきましては、資金決済に関する法律第 63 条の 20 第 5 項を踏まえ、下記のとおりといたします。

（1）お客さまの金銭及び暗号資産の移管

「BITPOINT サービス」において当社が管理するお客さまの金銭及び暗号資産については、当社が提供する「VCTRADE サービス」へ移管いたします。なお、口座及び資産の移管方法、移管時期等の詳細につきましては、当社ウェブサイト等にて別途ご案内いたします。

(2)移管後の取扱い

移管後のお客さまの金銭及び暗号資産については、引き続き法令等に基づき適切に管理いたします。

(3)債務の履行

「BITPOINT サービス」における暗号資産の売買取引等に関し当社が負担する債務が生じた際には、取引の決済、金銭の支払及び暗号資産の受渡しその他必要な処理を行うことにより、速やかにその履行を完了いたします。

■お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、当社サポートページよりお願いいたします。

SBI VC トレード サポートページ

https://www.sbivc.co.jp/faqs

以上

2026 年 11 月 19 日

東京都港区六本木一丁目六番一号

SBI VC トレード株式会社

代表取締役　近藤 智彦